

青森県報

号外第三十九号

令和六年
六月十四日
(金曜日)

目次

人事委員会

- 人事委員会規則一四一〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則……………（事務局）…一
- 人事委員会規則一四一一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則…（同）…三

人事委員会

人事委員会規則一四一〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年六月十四日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則一四一〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四一〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。
別表第一号の表知事部局の項を次のように改める。

知事部局	一 各部局共通	イ 部長
		ロ 局長

	ハ 理事 ニ 次長 ホ 参事
二 危機管理局	危機管理統括監
三 各課等共通	イ 課長 ロ 室長 ハ 課長代理（部若しくは局の組織若しくは人事に関する事務又は課の人事事務等を主として担当するものに限る。） ニ 副参事（課の人事事務等を主として担当するものに限る。） ホ グループマネージャー（課の人事事務等を主として担当するものに限る。） ヘ 総括主幹（部の組織又は人事に関する事務を担当するものに限る。）
四 知事公室	イ 副参事 ロ 総括主幹（知事及び副知事の日程調整に関する事務を担当するものに限る。） ハ 知事秘書 ニ 副知事秘書
五 人事課	イ 課長代理 ロ グループマネージャー（行政組織、任免、分限、懲戒、給与制度又は福利厚生に関する事務を担当するものに限る。） ハ 総括主幹（任免、分限、懲戒又は給与制度に関する事務を担当するものに限る。） ニ 主幹（ロの事務（福利厚生に関する事務を除く。ホにおいて同じ。）を担当するものに限る。）

別表第一号の表教育庁の項中

十 水産振興課	九 財産管理課	八 財政課	七 総務文書課	六 行政経営課	
船長	イ 課長代理 ロ グループマネージャー（青森県庁舎管理規則（昭和四十二年四月青森県規則第十一号）に関する事務を担当するものに限る。） ハ 総括主幹（ロの事務を担当するものに限る。） ニ 主幹（ロの事務を担当するものに限る。） ホ 主査（ロの事務を担当するものに限る。） ヘ 守衛長	イ 課長代理 ロ 総括財政主幹 ハ 財政主幹	イ 課長代理 ロ グループマネージャー（法令審査に関する事務を担当するものに限る。） ハ 主幹（ロの事務を担当するものに限る。） ニ 主査（ロの事務を担当するものに限る。）	グループマネージャー（行政改革に関する事務を担当するものに限る。）	ホ 主査（ロの事務を担当するものに限る。）

改め、第五号を第六号に、第六号を第七号とする。

五 職員福利課	四 教育政策課	四 職員福利課
イ 課長代理 ロ グループマネージャー（組織、任免、分限、懲戒又は給与制度に関する事務を担当するものに限る。） ハ 総括主幹（ロの事務を担当するものに限る。） ニ 主幹（ロの事務を担当するものに限る。） ホ 主査（ロの事務を担当するものに限る。）	イ 課長代理 ロ 室長 ハ 主任指導主事（公立学校における働き方改革に関する事務を主として担当するものに限る。） ニ 主査（ハの事務を主として担当するものに限る。）	イ 課長代理 ロ グループマネージャー（組織、任免、分限、懲戒又は給与制度に関する事務を担当するものに限る。） ハ 総括主幹（ロの事務を担当するものに限る。） ニ 主幹（ロの事務を担当するものに限る。） ホ 主査（ロの事務を担当するものに限る。）

に

を

別表第二号の表地域県民局の項中
 「ハ ダム建設所長
 ニ 港管理所長
 ホ 道路河川事業所長」
 を
 「ハ 港管理所長
 ニ 道路河川事業所長」

所長
 に改め、同表中

環境保健センター	一 所長 二 次長 三 庶務担当課長等	を
----------	---------------------------	---

子ども自立センターみらい	一 所長 二 庶務担当課長等	に
衛生研究所	一 所長 二 次長 三 庶務担当課長等	

改め、同表子ども自立センターみらいの項を削り、同表障害者相談センターの項中「障害者相談センター」を「障がい者相談センター」に改め、同表県外情報センターの項を削り、同表中

障害者職業訓練校	校長	を
病虫害防除所	所長	
営農大学校	一 校長 二 教頭	

障がい者職業訓練校	校長	を
県外情報センター	一 所長 二 次長	

美術館	一 副館長 二 庶務担当課長等	に
営農大学校	一 校長 二 教頭	
病虫害防除所	所長	

改め、同表美術館の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則一四一一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年六月十四日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則一四一一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四一一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一青森市の項中「（事務管理）」を「（事務管理、秘書）」に、「予算、秘書担当」を「予算担当」に、「（庁舎管理）」を「（秘書、庁舎管理）」に改め、「（室長（病院整備準備室に置くものに限る。）」を削り、同表弘前市の項中「部長、法務指導監」を「部長、局長、法務指導監」に改め、同表八戸市の項中「主査（人事、職員団体、勤務条件担当）」の下に「主事（人事担当）」を加え、

め、同表黒石市の項中「部長、課長」の下に「室長（課に置く室に置くものを除く。）」を、「財政係長」の下に「主任主事（秘書担当）」を加え、同表むつ市の項中「健康づくり推進監、政策推進監」を「危機管理監、健康づくり推進監、次長、子ども政策推進監」に、「市長公室長」を「室長（課に置く室に置くものを除く。）」に、「法規、人事、事務管理、秘書」を「秘書、法規、人事、事務管理」に、「人事、予算担当」を「秘書、人事、予算担当」、主任（秘書担当）」に、「理事、政策推進監」を「理事、次長」に改め、同表平川市の項中「事務局長、課長」の下に「室長」を加え、同表大鰐町の項中

病院	院長、副院長 、事務長
----	----------------

を

診療所	所長、副所長 、事務長
-----	----------------

に改

図書館	副館長
-----	-----

を

図書館	子ども支援センター
館長	所長

に改

水産事務所	所長、副所長
-------	--------

を

水産事務所	高等看護学院
所長、副所長	副学院長

に、

美術館	副館長
八戸ポータルミュージアム	館長

を

美術館	八戸ポータルミュージアム	館長
副館長	長根屋内スケート場	副館長

に、

長代理（人事、予算担当）」を「総務課課長代理、企画財政課課長代理、総務課課長補佐」に改め、同表西海岸衛生処理組合の項中「所長」を「事務局長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会事務局	課長
----------	----

に改め、同表横浜町の項中「課

教育委員会事務局	課長
農業委員会事務局	事務局長

を

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭